

2019年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第25号](#) 大学入学者選抜改革の抜本的な見直しを求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 公立学校教職員への1年単位の変形労働時間制導入の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 選択的夫婦別姓の導入を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 地域医療構想の再検証要請を撤回し、地域住民の要求に寄り添った地域医療の充実を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 後期高齢者医療制度の窓口負担割合を現行どおり1割のまま継続させることを求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 利用者の負担増、給付抑制につながる介護保険制度改定を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書

大学入学者選抜改革の抜本的な見直しを求める意見書（案）

【共産党提案】

2019年11月1日、萩生田光一文部科学大臣は、経済的・地域的格差を広げ、入試の公平さを損なうと批判を浴びていた大学入学共通テストでの英語民間試験の導入について、2024年度まで延期し、安心して受験に臨める制度となるよう1年かけて検討すると表明した。

文部科学省がこれまで検討してきた、大学入試で民間試験を利用する制度は、1回の受験で約6,000円から2万5,000円という新たな受験料負担を最大2回まで受験生に課すものであり、決して小さな負担ではない。また、その民間試験を何度も受けることができる者は好成績を得られる可能性が高まり入試で有利となるなど、家庭の経済力で格差がつきかねないことから、教育の機会均等に反するものである。このことは、「身の丈に合わせて」という発言によって文部科学大臣が事実上自ら認めている。

さらに、入試の公正性を損なう重大な欠陥を持つことも、令和元年11月30日の衆議院文部科学委員会の議論で浮き彫りにされた。実用英語技能検定（英検）やGTECなど民間事業者が行う七つの試験は、それぞれ試験の目的も難易度も異なり、採点の基準や採点者の資格さえもバラバラの事業者任せであり、これに文部科学省は何も対応できないことが明らかになっている。

大学入試は、受験者のその後の進路を大きく左右する制度であり、全ての人に公平・公正が保障されなければならない。機会の均等や試験の公正性が損なわれかねない制度に正当性はない。

また、萩生田文部科学大臣は、英語民間試験導入は延期するが、国語・数学の記述式試験導入は予定どおり2021年度入試から実施すると述べている。しかし、国語・数学の記述式試験導入も、採点を民間事業者に丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥をもっている。

記述式試験を大学入学共通テストに導入すれば、五十数万人の記述答案を20日以内に採点しなければならず、文部科学省は1万人の採点者が必要としている。採点作業をベネッセグループの株式会社学力評価研究機構に約61億円で委託し、学生アルバイトも認めるという方針を示しているが、これでは採点の質と公正性が保障されない。しかも、記述式問題は、多くの大学が個別試験で実施しており、共通テストに導入する必要性も妥当性もない。このような欠陥は制度上の手直しで解決するものではなく、民間試験の利用をきっぱり断念することでしか解決されないことから、大学入学者選抜改革については抜本的な見直しを行うことが不可欠である。

よって、国及び政府においては、今回の改革について、教育現場や専門家も参加した開かれた場での議論を行い、根本から再検討することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公立学校教職員への1年単位の変形労働時間制導入の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

第200回国会において、労働基準法第32条の4に規定されている1年単位の変形労働時間制を、要件を変質させた上で公立学校の教職員に適用する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（給特法案）が可決された。これは、繁忙期（学期中）の所定労働時間を延長するかわりに、閑散期（夏休み期間等）に休日を増やす趣旨であるとしている。

しかし、今の教職員の平均学内勤務時間は、文部科学省が実施した2016年度の勤務実態調査によると、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分となっており、法定労働時間である7時間45分を3時間以上超過している。国会での議論で文部科学大臣も認めているように、1年単位の変形労働時間制で業務や勤務が縮減するわけではないため、制度を導入すれば、学期中の労働時間はより長くなるにもかかわらず超過勤務の実態が隠されてしまう。また、夏休み期間も教職員にとっては研修や授業準備、部活などの仕事があり、変形労働時間制で休みのまとめ取りが可能となるわけではない。

1年単位の変形労働時間制は、1年という長いスパンで1日8時間・1週間40時間の労働時間の原則を崩し、労働者の生活や生体リズムに影響を及ぼすことが危惧される。そのため変形労働時間制を採用するに当たっては、労働基準法では、1日10時間・週52時間の上限等の要件や、事業場の労働者の過半数代表の合意による労使協定の締結と労働基準監督署への届出という要件が定められており、労働者の人権が守られている。

しかし、改定給特法では、労使協定を条例に書きかえ、労働基準法では変形労働時間制の前提となっている当事者の合意なしに制度を導入できるものとしている。現状でクリアできていない1日10時間の上限要件も、罰則などのペナルティも明記されていないため、長時間労働を放置したまま導入されるおそれがあり、これでは学期中の長時間勤務が固定化して健康被害が広がることが心配される。今、学校現場に求められていることは、教職員定数の増加と業務の削減、労働時間管理の厳格化であり、1年単位の変形労働時間制の導入ではない。

よって、国及び政府においては、公立学校教職員への1年単位の変形労働時間制導入の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書（案）

【共産党提案】

2018年2月に内閣府が公表した家族の法制に関する世論調査の結果概要では、婚姻に際し夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓の導入に賛成と答えた人は42.5%であった。条件つきで賛成と答えた人を含めると66.9%で、反対の29.3%を大きく上回っているところであり、特に、多くの人が初婚を迎える30歳から39歳までの方の賛成や条件つき賛成は、84.4%に上っている。

しかしながら、我が国における夫婦の姓の問題については議論が進んでいない。2019年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであることが明らかになっているが、1996年2月26日に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申してから23年が経過しているにもかかわらず、いまだ選択的夫婦別姓を導入する民法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は2015年12月16日に、民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことの不合理については、裁判の枠内で見出すことは困難とし、国民的議論、すなわち民主的なプロセスにより検討されるべきであると民法の見直しを国会に委ねた。しかし、判決から4年が経過した現在でも、国会審議は十分に進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されている。

さらに、夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化している。平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多く、改姓時に必要な事務手続は確実に増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、結婚による改姓は、結婚への大きな障害となっている。

選択的夫婦別姓について、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえ、多様な価値観を反映できる選択肢を用意することは、政府及び国会の責務である。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓を導入することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**地域医療構想の再検証要請を撤回し、地域住民の要求に寄り添った地域医療の
充実を求める意見書（案）**

【共産党提案】

2019年9月、国の地域医療構想に関するワーキンググループは、効率的で不足のない医療提供体制を構築するため、再編・統合の議論が必要な医療機関として、全国で424病院を公表した。滋賀県内では5カ所、大津市内では2カ所の病院名があげられ、地域の病院がなくなるのではないかと住民や医療従事者に大きな不安を与えている。

しかし、今回公表された病院は、全国一律の基準により選定され、過疎化や冬場の積雪による交通遮断といった個別事情が考慮されていない。名指しされた病院の4分の3は、病床数200床未満の地方中小病院であり、医師・看護師の確保など、診療機能拡充にさまざまな困難を抱えているのは事実であるが、地域の住民・患者にとっては命と健康を守る最後の砦であり、各々の医療従事者もまた地域のために奮闘している。

よって、国及び政府においては、誰もが住み慣れた土地で安心して医療サービスを受けることができる社会を実現するため、医療制度改革に当たっては、地方の実情に十分配慮するとともに、発表された全国の公立・公的424病院に対する再検証の要請を白紙撤回し、地域医療の発展のために施策の拡充を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**後期高齢者医療制度の窓口負担割合を現行どおり 1 割のまま継続させることを求める
意見書（案）**

【共産党提案】

現在、後期高齢者医療制度における医療費窓口負担割合を現行の 1 割から 2 割に引き上げることが、内閣府の経済財政諮問会議で審議されている。厚生労働省の社会保障制度審議会でも議論となっているが、日本医師会、全国老人クラブ連合会などからは反対意見や慎重意見が出ている。

後期高齢者とされる 75 歳以上の方々は、戦中戦後の苦難をくぐり抜け、日本社会の復興・発展に寄与してこられた世代である。国には、こうした方々が安心して暮らせる生活の保障こそが求められている。しかし、昨今公的年金給付額の引き下げなどの影響で経済的困窮は深刻化し、65 歳以上の高齢世帯の 27%が貧困状態にあると言われている。75 歳以上の医療費負担の 2 割への引き上げは医療の受給権を阻害するもので、医療機関への受診抑制につながる可能性があり、ひいては命を脅かすことになりかねない。

よって、国及び政府においては、75 歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、現行の 1 割のまま継続させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

利用者の負担増、給付抑制につながる介護保険制度改定を行わないことを求める 意見書（案）

【共産党提案】

介護保険制度は3年を1期としてサービス提供体制の整備や、保険料の改定が行われ、現在、社会保障審議会の介護保険部会では、2021年度からの介護保険計画に向けた議論が行われている。

介護保険制度は、これまでも数度の改定の中でサービスの抑制が進められてきた。2015年の改定では、要支援1・2の通所介護、訪問による生活援助が地域支援事業に移行し介護保険給付から外されたほか、特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上に限られるなど、必要な介護が受けられない事態がますます広がった。その上、今度の改定では、要介護1・2の通所介護、訪問による生活援助までも市区町村の地域支援事業に移行し介護保険給付から外すことや利用料負担2割及び3割の対象者を拡大すること、ケアプラン作成の有料化などまで検討されている。

この間、年金給付額の引き下げや国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の負担増などにより、高齢者の生活は困難の度合いを増している。また介護を担う家族の負担も重くなり、要介護者の受け皿となる介護人材、各種事業所の不足も深刻である。このような現状に加え、現在検討されているとおりの改定が行われれば、さらなるサービスの抑制が進んでしまい、生活や介護が立ち行かなくなるという声が全国各地で上がっている。

よって、国及び政府においては、要介護1・2の地域支援事業への移行等、利用者の負担増、給付抑制につながる介護保険制度改定を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年台風 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

【公明提案】

令和元年 10 月、台風 19 号等の影響により、東北、信越、関東、東海地方では、河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、各地に甚大な被害がもたらされた。台風 15 号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となったところである。

政府においては、災害発生直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところであるが、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、どこまでも被災者第一で被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧に加え、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない改良復旧を迅速に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることが必要である。

よって、国及び政府においては、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

1. 被災者の 1 日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
4. 被災地の風評被害を防止し観光需要を早期に回復するため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して、必要な支援を行うこと。
5. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
6. 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策を計画どおり遂行すること。また、当該計画の期間終了後も必要な対策が講じられるよう継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

【新和、公明提案】

令和元年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性がいわゆる「あおり運転」を執拗に受けて高速道路上で車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質、危険な運転に対しては、厳重な処分を望む国民の声が高まっているところである。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、あらゆる法令を駆使して道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等による厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対しては法令に明確な規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や運転免許証の更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

よって、国及び政府においては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 法令等に「あおり運転」に対して厳正に対処するための規定を新たに設けること。
2. 「あおり運転」に対する罰則については、危険な運転をした場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう早急に検討を進めること。
3. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通の教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しても取り締まりの対象となることについての講習も行うこと。
4. 「あおり運転」等の行為が悪質で極めて危険であり、取り締まりが行われることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）

【新和、公明提案】

超高齢社会となり農業従事者の減少が見込まれる中、農林水産業の現場では依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっている。

こうした中、政府は、農業の生産性を飛躍的に発展させるためには機械メーカーやITベンダー等と農業従事者が連携し、発展著しいロボット、AI、IoT、ドローン等の農業に活用できる新たな技術を生産現場に積極的に導入し、スマート農業を実現していくことが不可欠であるとし、具体的施策として農業新技術の現場実装推進プログラムを策定した。

2022年度までにさまざまな現場で導入可能なスマート農業技術を開発するとともに、農業従事者のスマート農業に関する相談体制を整えるなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に推進する取り組みを進めようとしているが、このプログラムの推進には農業従事者だけでなく、企業、研究機関、行政機関などの関係者を巻き込んだ取り組みが求められるところである。

よって、国及び政府においては、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

1. 新技術の導入によって実現が期待される農業経営の将来像を、水田作や畑作、果樹などの営農類型ごとに提示すること。
2. 技術ごとに実証から市販化、普及に至る工程表（ロードマップ）を示すとともに、農業従事者が求める技術やサービスを提示できるよう、現場の意見を把握しながらスマート農業の導入を推進すること。
3. 農業新技術の現場実装推進プログラムにおける重要な業績指標（KPI）を重視しつつも、農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書（案）

【公明提案】

住民票やマイナンバーカードに戸籍名と旧姓を併記できる制度が始まっている。結婚後も職場などで旧姓を通称として使用する女性が増えていることを受け、政府が女性活躍推進策の一環として実施したもので、あわせて運転免許証への旧姓併記も検討が進められているところであり、これらの制度の導入により、銀行口座の開設をはじめ、生命保険や携帯電話などの契約で旧姓を使用する際、本人確認の証明が容易になる。

旧姓を使いやすくすることは、社会的な業績や経歴の継続性を確保する点でも重要であり、今般の旧姓併記の導入は女性活躍の推進に有効であるが、今後は結婚後も希望に応じて夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓の導入についても議論を進めるべきである。

日本では現在、民法で夫婦同姓と定められており、夫の姓を選択する夫婦が9割以上に上っている。このため、多くの女性は結婚後に姓が変わり、それに伴う不利益を引き受けなければならない。また、望まない改姓を強制されるようなことになれば、人権侵害となる恐れもあることから、自らの姓は本人が選択できるようにするべきである。

夫婦や親子で姓が異なると、家族の一体感が損なわれるのではないかとの意見もあるが、内閣府が2017年に実施した調査では、家族の一体感に「影響がないと思う」との回答が64.3%で「弱まると思う」との回答の倍以上であり、夫婦で姓が異なることに対する抵抗感は弱くなっている。現在、夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであり、女性の社会進出や活躍を一層促進するためにも、選択的夫婦別姓の議論を加速させるべきである。

しかしながら、一方で現状は同姓の夫婦が多く、夫婦同姓が社会的に定着していることは留意すべき事実である。特に、夫婦が異なる姓を名乗ることで、子どもにどのような影響が生じるかについては、入念に調査する必要がある。仮に、いじめなどが起こり得るならば、制度導入のための個性や違いを尊重する教育などの環境整備も必要と考えられる。

よって、国及び政府においては、導入に係る検討を慎重に進めた上で、立法府の責任のもと、選択的夫婦別姓を女性活躍の推進並びに男女平等男女共同参画に必要な制度として認め、多様な生き方ができる社会の実現に向け、選択的夫婦別姓導入に必要な法改正を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。